

【感染予防対策の見直し】

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行されたことを受け、感染予防対策の見直しを行いました。

5類移行後の感染症対策については国及び本市の感染対策にかかる考え方に基づき、以下のとおり取り扱います。

○ 受講者のみなさまへのお願い

- ・発熱・下痢・嘔吐・発疹などの症状が出ている場合には、無理をせず自宅で療養し、出席をお控えください。
- ・なお、欠席の場合は、できる限り代理者での受講をお願いします。
- ・マスクの着用については任意としますが、咳症状がある方は咳エチケットの実施を心がけてください。
- ・休憩時間等、定期的に換気を実施します。
- ・当面の間、各研修室の出入口に手指消毒液を設置しますので、各自で手洗い、消毒の感染予防を行ってください。